

金融庁監督局証券課長 殿



平成 28 年 4 月 18 日

一般的な法令解釈に係る書面照会について

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）の解釈に関し、以下の点について、照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

1. 照会対象の法令の条項

法第 38 条第 8 号、金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号

法第 39 条第 1 項

2. 照会理由

日本銀行は、平成 28 年 1 月 28 日・29 日の金融政策決定会合において、金融機関が有する日本銀行当座預金の残高の一部（「政策金利残高」部分）に -0.1% の金利を導入することを決定し、2 月 16 日から当該マイナス金利を適用した。これに伴い、金利指標がマイナスとなる可能性が生じており、金融商品取引業者等（法第 34 条第 1 項に定義する意味を有する。以下同じ。）が顧客との間で締結している金利スワップ取引に係る契約における変動金利（のうち所定の金利指標を参照して決定されるもの）が計算上マイナスとなる可能性が顕在化している。

かかる状況を踏まえ、金融商品取引業者等が顧客との間で締結している金利スワップ取引に係る契約に関して、以下の見解で問題がないか照会する。

3. 論点

金融商品取引業者等が顧客との間で締結している金利スワップ取引に係る契約のうち、次に掲げる要件を充足するもの（以下「対象金利スワップ契約」という。）について、変動金利が計算上マイナスとなった場合において、顧客が対象金利スワップ契約に基づき金融商品取引業者等に対してその絶対値相当額（以下「マイナス金利」という。）を支払う義務を負うことになるときに、金融商品取引業者等が、当該顧客のマイナス金利の支払義務を免除する、当該顧客に対してマイナス金利相当額の支払を行う（その上で顧客によるマイナス金利の支払と相殺・差引計算する）等により、当該顧客が所定の固定金利相当額の支払義務のみを負うこととなること（以下「本件対応」という。）が、①特別の利益の提供を禁止する法第 38 条第 8 号・金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号及び②損失補てん等を禁止する法第 39 条第 1 項に違反するか。
イ 金融商品取引業者等が顧客に対して変動金利相当額（「変動金利」として指定された利率（所定の金利指標等により算出される。）を所定の想定元本に乗じて計算される金額のうち所定の

計算期間に係るもの) の支払義務を負い、顧客が金融商品取引業者等に対して固定金利相当額(「固定金利」として指定された利率を所定の想定元本に乗じて計算される金額のうち所定の計算期間に係るもの) の支払義務を負うものであること

- 金融商品取引業者等及び顧客が、顧客がローン契約(当該顧客との間において対象金利スワップ契約を締結している金融商品取引業者等が貸付人となっているもののほか、当該金融商品取引業者等以外の者が貸付人となっているもの(当該金融商品取引業者等がアレンジャーとなって組成したシンジケートローンを含む。)を含む。)に基づき負担する変動利息(ローン契約に基づく変動金利が計算上マイナスとなった場合においても、貸付人が当該ローン契約に基づき顧客に対してマイナス金利を支払う義務を負わないものに限る。)の支払義務を実質的に固定利息の支払義務に変換すること(金利スワップの特例処理(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(注14)・107項、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」178項記載の金利スワップについての特例処理をいう。)の適用を企図している場合を含むが、これに限られない。)を目的として、締結したものであること

4. 見解及び根拠

本件対応は、対象金利スワップ契約を締結した顧客のうち、特定の顧客ではなく、当該顧客全般に対して平等に提供されるものであり、また、当該契約がローン契約に基づく変動利息を固定利息に交換する目的で締結されたことに照らすと、特別の利益の提供に該当せず、法第38条第8号・金商業等府令第117条第1項第3号に違反しない。

また、本件対応は、対象金利スワップ契約がローン契約に基づく変動利息を固定利息に交換する目的で締結されたことに照らし、対象金利スワップ契約の契約当事者が当初想定していた経済的効果を実現することを目的とするものであり、損失補てん等の目的は認められず、法第39条第1項に違反しない。

以上